

令和9年度大阪府職員（農芸員） 採用選考受験案内

大阪府教育委員会

この採用選考は、大阪府立の高等学校に勤務する農芸員を採用するために実施するものです。

1 採用予定者数 若干名

2 職務内容及び勤務先


職務内容	勤務先
農作物・果樹・花木の栽培及び管理(耕うん、整地、種まき、移植、施肥、水やり、薬剤散布、除草、収穫・出荷作業等)等の業務、養蜂、畜舎・鶏舎の管理(家畜の飼育管理、搾乳、牛乳処理、搾乳器具洗浄、畜舎・鶏舎等の清掃、飼料の調合・給飼、採卵)等、実習授業の補助等 ※ 高所・傾斜地での作業、農業機械の使用、資材等の重量物の運搬作業を含みます	大阪府立貝塚高等学校(貝塚市島中 1-1-1) 大阪府立園芸高等学校(池田市八王寺 2-5-1) 大阪府立農芸高等学校(堺市美原区北余部 595-1) 大阪府立豊中高等学校能勢分校(豊能郡能勢町上田尻 580)

3 受験資格

- 昭和52年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者 ※学歴及び日本国籍の有無は問いません。
- 地方公務員法第16条に該当しない者(3頁参照)
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者(3頁参照)
- 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者(3頁参照)

4 受験の手続

出願は、電子申請(インターネット)で受け付けします。

出願先	大阪府行政オンラインシステムにログイン(利用者ID・パスワードが必要です。) <大阪府行政オンラインシステム(出願フォーム)のURL及びQRコード> https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/2e04d175-4270-4af4-b711-420738862059/start	
出願期間	令和8年7月28日(火)午前10時から令和8年8月28日(金)午後6時まで ・受験申込期限の直前はシステムが混み合うおそれがありますので、時間に余裕を持って手続きしてください。 ・ID番号等は、各自その都度、必ず記録してください。	

注1) この採用選考とは別に実施する、「令和9年度障がい者を対象とした大阪府職員(農芸員)採用選考」は、同じ日に選考しますので、この採用選考と複数出願することはできません。

注2) 受験に際して配慮(車いすの使用、点字・拡大文字による受験等)が必要な場合は、出願の際に希望する配慮内容を入力してください。

注3) 出願後、内容の変更はできません。また、出願期間締め切り後に申請の取り下げは行わないでください。取り下げを行った場合、再度出願することはできません。出願期間終了後に取り下げを行った場合、いかなる場合でも辞退者として扱います。

5 受験票の交付

大阪府行政オンラインシステムのマイページからPDF形式のファイルをダウンロードしていただきます。

なお、交付の際は、出願された方へダウンロードができることをお知らせする電子メールを送信します。

受験票に会場等を記載しますので、必ず確認してください。

注4) 令和8年10月14日(水)までに受験票がダウンロードできない場合は、3頁に記載のお問い合わせ先に連絡してください。

6 選考日時・会場

区分	選考科目	試験日	会場
第1次選考	教養考査 (択一式)	令和8年10月18日(日) 午前9時30分集合 (選考終了予定 午前11時頃)	大阪府立の高等学校 (受験票に記載して通知します。テスト会場の希望・変更はできません。)
第2次選考	面接考査	令和8年11月18日(水)又は19日(木)のいずれか1日を指定します。 (会場等の詳細については、第1次選考合格者に別途通知します。)	

7 選考科目

区分	選考科目	時間	内 容
第1次 選 考	教養考査 (択 一 式)	45 分	中学校卒業程度の一般教養(人権関係含む。)
第2次 選 考	面接考査	個人面接により行います。	

8 選考テストに関する注意事項

- (1) 第1次選考日は、必ず受験票、鉛筆(HB 又はB)、消しゴムを持参してください。
なお、受験票は上記5のとおり、ダウンロードしてA4 サイズで印刷し、選考会場に持参してください。
- (2) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (3) 選考会場への自動車(二輪車を含む。)、自転車の乗り入れや選考会場周辺での駐車は厳禁です。選考会場へは、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。ただし、自動車でなければ選考会場に行くことができない者で、出願の際、駐車場を必要とする旨を入力し、大阪府教育庁より承諾を得ている場合は除きます。
- (4) 選考会場では、電卓等の計算機やスマートウォッチ、計算機能の付いた時計、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末などの電子・通信機器や録画・録音機器等は使用できません。また、時計がわりとしての使用も禁止します。
テストでの携行を指定していない機器を試験中に使用し、又は身に着けていることが判明した場合は、受験を無効とします。
- (5) 台風などの非常災害時や人身事故等による交通途絶時に、やむを得ず選考日程等を変更する場合は、以下のホームページでお知らせします。

<大阪府職員(農芸員)採用選考ホームページ>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180110/kyoshokuin/nogeiin/index.html>

大阪府職員(農芸員)採用選考

検索



9 合格者の決定

最終合格者については、第1次選考及び第2次選考の結果を総合的に判定し、決定します。

また、選考科目には合格基準を定めているものがあり、それらの選考科目で一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の得点に関わらず不合格とします。

10 選考結果の発表

区分	発表日(予定)	発表方法
第1次 選 考	令和8年11月6日(金)	【本人通知】 有効受験者全員に大阪府行政オンラインシステムのマイページ上で可否を通知します(PDF形式のファイル)。 【インターネット】 合格者の受験番号を、上記8(5)のホームページに午前10時頃掲載します。
第2次 選 考	令和8年12月11日(金)	

注5) 第1次選考及び第2次選考の不合格者(欠席した者を除く。)には、結果通知書に選考結果と成績を記載し、大阪府行政オンラインシステムのマイページ上で通知します。

11 採用

- (1) 第2次選考合格者は、令和9年4月に採用予定ですが、欠員状況等により令和9年度途中になる場合があります。
- (2) 受験資格を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合には、合格を取り消す場合があります。

12 勤務の条件等

- (1) 採用者は、大阪府立の高等学校の農芸員としての勤務となります。
勤務時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、勤務する学校によって若干異なる場合があります。
- (2) 初任給(例えば、令和8年4月1日採用者)は、年齢18歳で高等学校等卒業の場合が月額約232,000円、年齢22歳で4年制大学卒業の場合が月額約245,000円です(当該額は給料と地域手当(給料の12.8%)の合計額であり、給料は人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります)。また、経歴に応じて一定の基準により加算されます。

参考1

[地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者加入した者

[地方公務員法 附則 (平成11年12月8日法律第151号) 第3条]

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

[民法の一部を改正する法律 附則(平成11年法律第149号)第3条]

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

- 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)]

第2条 (略)

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

参考2：令和8年度 大阪府職員(農芸員)採用選考

	第1次受験者数	第1次合格者数	最終合格者数	倍率
結 果	16人	11人	2人	8倍

〈お問合せ先〉 府民お問合せセンター「ピピっとライン」 電話 06-6910-8001
 FAX 06-6910-8005
 (平日 午前9時から午後6時まで 土日祝日休み)